

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、美容の基礎的な知識及びファッション性の高い技術力並びに一般教養を培い、実践力のある美容師を養成するとともに美容を通して、社会に貢献する人材の育成を図ることを目的とする。

2 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、ビューティビジネス分野の基礎的な知識と技術を修得するとともに、ビジネスを通じて社会に貢献できる、教養と実践力のある人材の育成を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、仙台ヘアメイク専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を仙台市青葉区中央三丁目4番8号に置く。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程・学科及び修業年限並びに定員・学級数は、次のとおりとする。

課程名	学科・コース名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	摘 要
衛生専門	美容本科・総合コース	昼間	2年	120名	240名	6	平成29年度入学生より募集
	美容本科・ワーキングコース			40名	80名	2	
	ビューティビジネス科			20名	40名	2	平成29年度入学生より募集
商業実務専門	ブライダルウェディング科			20名	40名	2	令和2(2020)年度入学生をもって募集停止

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業 7月24日から8月23日まで
- (4) 冬季休業 12月24日から1月10日まで
- (5) 春季休業 3月20日から4月7日まで

ただし、美容本科・ワーキングコースについては、以下のとおりとする。

- ① 土曜日・日曜日・月曜日・金曜日(1年次後期以降)
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 夏季休業 8月13日から8月16日まで ④ 冬季休業 12月28日から1月4日まで
- ⑤ 春季休業 3月25日から4月3日まで

第3章 教育課程及び教科科目ごとの授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

(専門課程)

- (1) 美容本科総合コース(昼間課程)  
別表1-1(平成30年度以降入学生)・別表1-1-2(令和3(2021)年度以降入学生)のとおり
- (2) 美容本科ワーキングコース(昼間課程)  
別表1-2(平成30年度以降入学生)・別表1-2-2(令和3(2021)年度以降入学生)のとおり
- (3) ビューティビジネス科エステ、ネイル・メイクアップコース(昼間課程)  
別表1-3①(平成31(2019)年度以降入学生)・別表1-3②(令和2(2020)年度以降入学生)のとおり
- (4) ブライダルウェディング科(昼間課程) 別表1-4(平成30年度以降入学生)のとおり

(成績評価)

第8条 授業科目の成績評価は、学年末において各学期末に行う試験、実習の成果履修状況等を総合的に勘案して行う。  
ただし出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(始業・終業時刻)

第9条 本校の始業及び終業時刻は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	始業時刻	終業時刻
昼	衛生専門課程	午前8時30分	午後4時30分
	商業実務専門課程		

(教職員)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名 (2) 教員 5名以上 (3) 事務職員 3名以上 (4) 校医 1名
- 2 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

#### 第4章 入学・入学者の選考の方法及び入学手続

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

高等学校卒業又は卒業見込の者、及びこれと同等の学力があると認められた者。(学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条)

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続等)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日迄に出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して、入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学許可された者は、入学許可の日から14日以内に第20条に示した納入金を添え入学手続きをとらなければならない。

#### 第5章 転入学・休学・退学・卒業及び賞罰

(転入学)

第14条 本校への転入学及び編入学を希望するものがある場合は、履修した科目・時間・学力等を考慮し、かつ、やむを得ない事情があると認めたときは、選考のうえ校長が許可することができる。

(休学)

第15条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって1ヶ月以上休学するときは、保護者又は保証人連署の上、診断書及びその事由を記入し、休学を願い出て校長の許可を受けなければならない。休学の期間は1年以内とする。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、保護者又は保証人連署のうえ、その事由を記し、退学を願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(卒業の認定)

第17条 昼間課程にあつては第7条、通信課程にあつては別表3-1、に定める教科課程の成績評価に基いて、校長は課程の認定を行い、課程を修了したと認められた者には、卒業を認定し卒業証書を授与する。

- 2 卒業認定は、次に定める規定に基き実施し、細目は教務内規に定める。

- (1) 履修すべき教科の出席時数が法定時数以上であること。
  - (2) 履修すべき教科の学年末評点が「60点」(評価2)以上であること。
  - (3) 学則第24条(滞納)に抵触しないこと。
  - (4) 履修すべき教科の出席時数が、本則に定める授業時数合計に対し、講義科目は2/3以上、実習科目は4/5以上を特段の理由なく下回る場合、原則として卒業不認定とする。
  - (5) 上記(4)には抵触しないが、(1)に抵触する者については、補講対象者とし、実施報告に基づき認定審議を実施する。
  - (6) 上記(4)に示す特段の理由を次に示す。 ① 公欠 ② 出校停止(法定伝染病) ③ 出校停止(懲戒)
- 3 前項により、昼間課程の卒業証書を授与される者には、専門士(衛生専門課程)の称号を併せて授与する。

(褒賞)

第18条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第19条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第6章 入学金、授業料その他

(入学金・授業料)

第20条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

- (1) 美容本科総合コース(昼間課程)  
別表2-1①(平成28年度以降入学生)・別表2-1②(令和2(2020)年度以降入学生)
- (2) 美容本科ワーキングコース(昼間課程)  
別表2-2①(平成28年度以降入学生)・別表2-2②(令和2(2020)年度以降入学生)
- (3)-1 ビューティービジネス科エステコース(昼間課程)  
別表2-3①(平成28年度以降入学生)・別表2-3③(令和2(2020)年度以降入学生)  
-2 ビューティービジネス科ネイル・メイクアップコース(昼間課程)  
別表2-3②(平成28年度以降入学生)・別表2-3④(令和2(2020)年度以降入学生)
- (4) ブライダルウェディング科(昼間課程)  
別表2-4①・別表2-4④(令和2(2020)年度以降入学生)

(納入期)

第21条 授業料・実習費・施設設備費・諸経費等は、原則として上半期分を3月末日まで、下半期分を、9月末日までに一括納入しなければならない。

(納入金の還付)

第22条 既納の入学検定料、入学金、授業料、実習費、施設維持費、教材費、諸経費等は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、第13条(1)(2)を経た入学予定者が、入学年度の前年度末までに入学辞退の意思表示をした場合は、原則として授業料、実習費、施設維持費、教材費、諸経費等の返還に応じる。

(休学中の特例)

第23条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(滞納)

第24条 正当な理由がなく、所定の手続きを行わず授業料等、教育諸費を三ヵ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときには、出席停止又は退学させることがある。

## 第7章 健康診断および学生寮

(健康診断および学生寮)

第25条 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年一回別に定めるところにより実施する。

## 第8章 附帯教育

(附帯教育)

第26条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

### 2 通信課程

#### 1) 目的と内容

目的 美容師養成に必要な教科課程を主として、在宅学習によって履修させる。

内容 通信課程の授業は、教材を送付し主としてこれにより学習させる授業(通信授業と添削指導)及び校舎における講義・実習による授業(面接授業)の併用で授業を実施する。

#### 2) 通信課程の修業期間と入学定員等

(1)	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
	通信課程	美容本科	3年	80名	240名	6
(2)	理容修得者課程		1年6月	上記(1)に示す定員内		

#### 3) (1) 通信課程の入学時期は、毎年4月及び10月とする。

(2) 理容修得者課程の入学時期は、毎年4月とする。

4) 附帯教育細則 以下の項目については、附帯教育細則に定める。

- ① 教科課目及び指導授業時数 ② 入学金、授業料等 ③ 転入学及び編入学 ④ 通信養成実施地域  
⑤ 添削指導の組織等 ⑥ 日本理容美容教育センター委託関係 ⑦ 卒業認定

## 第9章 雑則

(雑則)

第27条 この学則の施行に関して、必要な事項は、校長が別に定める。

附則 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成11年1月11日から実施する。

附則 この学則は、平成11年10月1日から施行する。

附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

但し、第20条については平成12年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成13年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

但し、① 第17条については、平成13年3月7日から適用する。

② 第4条の専攻科及びビューティークリエーター科に関する部分については、平成14年4月1日から適用する。

③ 第7条(2)(3)については、平成14年4月1日から適用する。

④ 第11条(2)(3)については、平成14年度の入学生から適用する。

⑤ 第20条(2)(3)については、平成14年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成16年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成16年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成18年3月1日から施行する。

附則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成19年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

但し、(1) 第20条の納入金の一部については、平成21年度の入学生から適用する。

(2) 第7条の教育課程及び授業時数については、平成20年度昼間課程入学者にも適用する。

附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成22年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成23年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成27年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成28年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成29年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

但し、第20条の納入金の一部については、平成30年度の入学生から適用する。

附則 この学則は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

附則 この学則は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

附則 この学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

附則 この学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

別表1-1 美容本科(昼間課程平成30年度以降入学生) ※1単位時間：50分 1週当たり平均授業時数：33～34時間

総合コース		第1学年	第2学年	授業時数合計	法定授業時数	
教科課目		年間授業時数	年間授業時数			
必修 課 目	関係法規・制度	15	15	30	30	
	衛生管理	30	60	90	90	
	保健	30	60	90	90	
	化粧品化学	0	60	60	60	
	文化論	30	30	60	60	
	美容技術理論	60	90	150	150	
	運営管理	15	15	30	30	
	美容実習	435	465	900	900	
	(小計)	615	795	1,410	1,410	
選択 課 目	芸術(デッサン他)	30	0	30	600	
	メイク基礎	60	0	60		
	美容総合	105	105	210		
	2課目選択 (前・後期 各1課目)	まつ毛エクステンション エステティック(女子)	120	0		120
		ネイル				
		カッティング				
		アップスタイル				
	1課目選択 (1～2年 継続)	メイク総合	90	90		180
		ブライダル総合				
		サロンスタイリスト総合				
(小計)	405	195	600			
総授業時数		1,020	990	2,010	2,010	
希望選択科目：経営者養成		0	15	15		

別表1-1-2 美容本科(昼間課程令和3(2021)年度以降入学生)

※1単位時間：50分 1週当たり平均授業時数：33～34時間

総合コース		第1学年	第2学年	授業時数合計	法定授業時数	
教科課目		年間授業時数	年間授業時数			
必修 課 目	関係法規・制度	15	15	30	30	
	衛生管理	30	60	90	90	
	保健	30	60	90	90	
	化粧品化学	0	60	60	60	
	文化論	30	30	60	60	
	美容技術理論	60	90	150	150	
	運営管理	15	15	30	30	
	美容実習s	435	465	900	900	
	(小計)	615	795	1,410	1,410	
選択 課 目	芸術(デッサン他)	30	0	30	600	
	メイク基礎	60	0	60		
	色彩デザイン	30	0	30		
	美容総合	75	105	180		
	テクニカルベーシック (エステティック・ネイル・着付け・アップスタイル)	60	0	60		
	1課目選択 (後期)	エステティック(女子のみ)	60	0		60
		ネイル				
		カッティング				
		アップスタイル				
	1課目選択 (1～2年 継続)	メイク専攻	90	90		180
まつ毛エクステンション専攻						
ブライダル専攻						
スタイリスト専攻						
(小計)	405	195	600			
総授業時数		1,020	990	2,010	2,010	
希望選択科目：経営者養成		0	15	15		

別表 1-2 (平成 30 年度以降入学生)

※1 単位時間：50 分 1 週当たり平均授業時数：18～28 時間

ワーキングコース		第1学年	第2学年	授業時数合計	法定授業時数
教科課目		年間授業時数	年間授業時数		
必修 課 目	関係法規・制度	15	15	30	30
	衛生管理	30	60	90	90
	保健	30	60	90	90
	化粧品化学	0	60	60	60
	文化論	30	30	60	60
	美容技術理論	60	90	150	150
	運営管理	15	15	30	30
	美容実習	472	428	900	900
	(小計)	652	758	1,410	1,410
選択 課目	美容基礎技術	150	0	150	600
	美容総合技術	306	144	450	
	(小計)	456	144	600	
総授業時数		1,108	902	2,010	2,010

別表 1-2-2 (昼間課程令和3(2021)年度以降入学生)

※1 単位時間：50 分 1 週当たり平均授業時数：18～28 時間

ワーキングコース		第1学年	第2学年	授業時数合計	法定授業時数
教科課目		年間授業時数	年間授業時数		
必修 課 目	関係法規・制度	15	15	30	30
	衛生管理	30	60	90	90
	保健	30	60	90	90
	化粧品化学	0	60	60	60
	文化論	30	30	60	60
	美容技術理論	60	90	150	150
	運営管理	15	15	30	30
	美容実習	472	428	900	900
	(小計)	652	758	1,410	1,410
選択 課目	美容基礎技術	150	0	150	600
	美容総合技術	246	174	420	
	色彩デザイン	30	0	30	
	(小計)	426	174	600	
総授業時数		1,078	932	2,010	2,010

別表1-3① ビューティービジネス科エステ、ネイル・メイクアップコース

(昼間課程平成31(2019)年度以降入学生)※1 単位時間：50分 1週当たり平均授業時数：27～35時間

ビューティービジネス科(昼間課程) エステ、ネイル・メイクアップコース		第1学年		第2学年		授業時数合計	
課目 群	課目	年間授業時数		年間授業時数		コース エステティック	コース ネイル・メイクアップ°
		コース	コース	コース	コース		
		エステティック	ネイル・メイクアップ°	エステティック	ネイル・メイクアップ°		
エ ス テ	実習	330	90	390		720	90
	選択実習			180		180	
	基礎科学Ⅰ	165		60		225	
	基礎科学Ⅱ	45		24		69	
	アロマ(基礎)	30	30			30	30
	小計	570	120	654	0	1,224	120
メ イ ク	実習	180	90			180	90
	メイクセラピー		90				90
	小計	180	180		0	180	180
ネ イ ル	実習	90	180			90	180
	小計	90	180			90	180
選 択 メ イ ク 又 は ネ イ ル	※1 選択メイク				330		330
	〃〃メイクセラピー				180		180
	〃〃メイク実務実習						
	※2 選択ネイル				510		510
	〃〃ネイル実務実習						
小計(※1又は※2)				510		510	
共 通 ・ そ の 他	ヘアスタイル・着付		60				60
	選択ネイル・メイク		90				90
	色彩(AFT)検定	30	60		15	30	75
	パーソナルカラー		30	30	30	30	60
	販売士		60	30		30	60
	インターンシップ		105	105	255	105	360
	HR(ホームルーム)	30	30	15	15	45	45
	小計	60	435	180	315	240	750
合計		900	915	834	825	1,734	1,740

別表1-3② ビューティービジネス科エステ、ネイル・メイクアップコース

(昼間課程令和2(2020)年度以降入学生)※1 単位時間：50分 1週当たり平均授業時数：27～35時間

ビューティービジネス科(昼間課程) エステ、ネイル・メイクアップコース		第1学年		第2学年		授業時数合計	
課目 群	課目	年間授業時数		年間授業時数		コース エステティック	コース ネイル・メイクアップ <sup>o</sup>
		コース エステティック	コース ネイル・メイクアップ <sup>o</sup>	コース エステティック	コース ネイル・メイクアップ <sup>o</sup>		
		エステ	実習	330	90		
	選択実習			180		180	
	基礎科学Ⅰ	165		60		225	
	基礎科学Ⅱ	45		24		69	
	アロマ(基礎)	30	30			30	30
	小計	570	120	654	0	1,224	120
メイク	実習	180	90			180	90
	メイクセラピー		90				90
	小計	180	180		0	180	180
ネイル	実習	90	180			90	180
	小計	90	180			90	180
選択 メイク 又は ネイル	※1 選択メイク				300		300
	〃〃メイクセラピー				180		180
	〃〃化粧品検定Ⅱ				30		30
	※2 選択ネイル				510		510
	小計(※1又は※2)				510		510
共通 ・ その他	ヘアスタイル・着付		60				60
	色彩(AFT)検定	30	60		15	30	75
	パーソナルカラー		30	30	30	30	60
	販売士		60	30		30	60
	選択ネイル・メイク		90				90
	化粧品検定Ⅰ		30				30
	インターンシップ		105	105	255	105	360
	HR(ホームルーム)	30	30	15	15	45	45
	小計	60	465	180	315	240	690
合計		900	945	834	825	1,734	1,770

別表1-4 ブライダルウェディング科(平成30年度以降入学生)(昼間課程)

※1 単位時間：50分 1週当たり平均授業時数：28時間

ブライダルウェディング科		第1学年		第2学年		授業時数合計
教科課目		前期	後期	前期	後期	
必修 課 目	ブライダル実習	30	90	90	90	300
	販売士	30	30			60
	AFT(色彩学)	30	30			60
	パーソナルカラー		30	30		60
	アロマ基礎	30				30
	ABC検定			45	45	90
	DC/WP検定	45		45		90
	ヘアスタイル・着付	60	60	30	30	180
	メイク実習	90				90
	ネイル実習	90				90
	ブライダル実務		90	90	90	270
	インターンシップ		105	105	150	360
	LHR	15	15	15		45
授業時数合計	420	450	450	405	1,725	

別表2-1①美容本科(昼間課程 平成28年度以降入学生)

総合コース		金額	
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	600,000円	授業料¥35,000/月×12ヵ月=¥420,000 実習費¥15,000/月×12ヵ月=¥180,000
	施設維持費	180,000円	¥15,000円/月×12ヵ月
	小計	895,000円	
諸経費	教材費	270,000円	教材費¥223,000・教科書代¥25,000 ユニフォーム代¥19,000・副読本代¥3,000
	諸費	50,000円	諸費¥30,000・新入生合宿費¥19,000 傷害保険料¥1,000
	小計	320,000円	
	合計	1,200,000円	

※ コンテスト代、国家試験受験料等、選択コースの教材費、研修旅行(国内約12万円、海外約33万円、各々積立方式)はその都度必要に応じて別途徴収する。  
 ※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、8%に上乗せされた税額分を徴収する。

別表2-1②美容本科(昼間課程 令和2(2020)年度以降入学生)

総合コース		金額	
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	600,000円	授業料¥35,000/月×12ヵ月=¥420,000 実習費¥15,000/月×12ヵ月=¥180,000
	施設維持費	190,000円	年額
	小計	905,000円	
諸経費	教材費	280,000円	教材費¥230,000・教科書代¥27,000 ユニフォーム代¥20,000・副読本代¥3,000
	諸費	50,000円	諸費¥30,000・新入生合宿費¥19,000 傷害保険料¥1,000
	小計	330,000円	
	合計	1,235,000円	

※ コンテスト代、国家試験受験料等、選択コースの教材費、研修旅行(国内約11万円、海外約33万円、各々積立方式)はその都度必要に応じて別途徴収する。  
 ※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、現行税率に上乗せされた税額分を徴収する。

別表2-2①美容本科(昼間課程 平成28年度以降入学生)

ワーキングコース		金額	摘要
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	528,000円	授業料¥30,000/月×12ヵ月=¥360,000 実習費¥14,000/月×12ヵ月=¥168,000
	施設維持費	120,000円	¥10,000円/月×12ヵ月
	小計	763,000円	
諸経費	教材費	160,000円	教材費¥125,000・教科書代¥16,000・ユニフォーム代¥19,000
	諸費	25,000円	諸費¥5,000・新入生合宿費¥19,000・傷害保険料¥1,000
	小計	185,000円	
	合計	948,000円	

※ コンテスト代、国家試験受験料等は、その都度必要に応じて別途徴収する。  
 ※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、8%に上乗せされた税額分を徴収する。

別表2-2②美容本科(昼間課程 令和2(2020)年度以降入学生)

ワーキングコース		金額	摘要
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	564,000円	授業料¥32,000/月×12ヵ月=¥384,000 実習費¥15,000/月×12ヵ月=¥180,000
	施設維持費	120,000円	¥10,000円/月×12ヵ月
	小計	799,000円	
諸経費	教材費	166,000円	教材費¥129,000・教科書代¥17,000・ユニフォーム代¥20,000
	諸費	25,000円	諸費¥5,000・新入生合宿費¥19,000・傷害保険料¥1,000
	小計	191,000円	
	合計	990,000円	

※ コンテスト代、国家試験受験料等は、その都度必要に応じて別途徴収する。  
 ※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、現行税率に上乗せされた税額分を徴収する。

別表2-3① ビューティービジネス科エステ・コース(昼間課程 平成28年度以降入学生)

総合コース		金額	摘要
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	600,000円	授業料¥35,000/月×12ヵ月=¥420,000・実習費¥15,000/月×12ヵ月=¥180,000
	施設維持費	180,000円	¥15,000円/月×12ヵ月
	小計	895,000円	
諸経費	教材費	370,000円	教材費¥309,000・教科書代¥42,000・ユニフォーム代¥19,000
	諸費	50,000円	諸費¥30,000・新入生合宿費¥19,000・傷害保険料¥1,000・副読本代¥3,000
	小計	420,000円	
	合計	1,315,000円	
※ コンテスト代、各種の検定試験受験料等、研修旅行(国内約12万円、海外約33万円、各々積立方式)はその都度必要に応じて別途徴収する。			
※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、8%に上乗せされた税額分を徴収する。			

別表2-3③ ビューティービジネス科エステティックコース(昼間課程 令和2(2020)年度以降入学生)

エステティックコース		金額	摘要
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	600,000円	授業料¥35,000/月×12ヵ月=¥420,000 実習費¥15,000/月×12ヵ月=¥180,000
	施設維持費	190,000円	年額
	小計	905,000円	
諸経費	教材費	380,000円	教材費¥315,000・教科書代¥45,000・ユニフォーム代¥20,000
	諸費	50,000円	諸費¥30,000・新入生合宿費¥19,000 傷害保険料¥1,000・副読本代¥3,000
	小計	430,000円	
	合計	1,335,000円	
※ コンテスト代、各種の検定試験受験料等、研修旅行(国内約11万円、海外約33万円、各々積立方式)はその都度必要に応じて別途徴収する。			
※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、現行税率に上乗せされた税額分を徴収する。			

別表2-3② ビューティービジネス科ネイル・メイクアップコース(昼間課程 平成28年度以降入学生)

総合コース		金額	摘要
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	480,000円	授業料¥30,000/月×12ヵ月=¥360,000・実習費¥10,000/月×12ヵ月=¥120,000
	施設維持費	120,000円	¥10,000円/月×12ヵ月
	小計	715,000円	
諸経費	教材費	370,000円	教材費¥309,000・教科書代¥42,000・ユニフォーム代¥19,000
	諸費	50,000円	諸費¥30,000・新入生合宿費¥19,000・傷害保険料¥1,000
	小計	420,000円	
	合計	1,135,000円	
※ コンテスト代、各種の検定試験受験料等、研修旅行(国内約12万円、海外約33万円、各々積立方式)はその都度必要に応じて別途徴収する。			
※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、8%に上乗せされた税額分を徴収する。			

別表2-3④ ビューティービジネス科 ネイル・メイクアップコース(昼間課程 令和2(2020)年度以降入学生)

ネイル・メイクアップコース		金額	摘要
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	480,000円	授業料¥30,000/月×12ヵ月=¥360,000 実習費¥10,000/月×12ヵ月=¥120,000
	施設維持費	144,000円	年額
	小計	739,000円	
諸経費	教材費	380,000円	教材費¥315,000・教科書代¥45,000・ユニフォーム代¥20,000
	諸費	50,000円	諸費¥30,000・新入生合宿費¥19,000・傷害保険料¥1,000
	小計	430,000円	
合計		1,169,000円	

※ コンテスト代、各種の検定試験受験料等、研修旅行(国内約11万円、海外約33万円、各々積立方式)はその都度必要に応じて別途徴収する。  
 ※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、現行税率に上乗せされた税額分を徴収する。

別表2-4① ブライダルウェディング科(昼間課程 平成28年度以降入学生)

ブライダルウェディング科		金額	摘要
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	480,000円	授業料¥30,000/月×12ヵ月=¥360,000 実習費¥10,000/月×12ヵ月=¥120,000
	施設維持費	120,000円	¥10,000円/月×12ヵ月
	小計	715,000円	
諸経費	教材費	370,000円	教材費¥309,000・教科書代¥42,000・ユニフォーム代¥19,000
	諸費	50,000円	諸費¥30,000・新入生合宿費¥19,000・傷害保険料¥1,000
	小計	420,000円	
合計		1,135,000円	

※ コンテスト代、各種の検定試験受験料等、研修旅行(国内約12万円、海外約33万円、各々積立方式)はその都度必要に応じて別途徴収する。  
 ※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、8%に上乗せされた税額分を徴収する。

別表2-4② ブライダルウェディング科(昼間課程 令和2(2020)年度以降入学生)

ブライダルウェディング科		金額	摘要
納入金	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	
	授業料	480,000円	授業料¥30,000/月×12ヵ月=¥360,000 実習費¥10,000/月×12ヵ月=¥120,000
	施設維持費	144,000円	年額
	小計	739,000円	
諸経費	教材費	380,000円	教材費¥315,000・教科書代¥45,000・ユニフォーム代¥20,000
	諸費	50,000円	諸費¥30,000・新入生合宿費¥19,000・傷害保険料¥1,000
	小計	430,000円	
合計		1,169,000円	

※ コンテスト代、各種の検定試験受験料等、研修旅行(国内約11万円、海外約33万円、各々積立方式)はその都度必要に応じて別途徴収する。  
 ※ 消費税率が変更された場合は、表中の消費税課税項目について、現行税率に上乗せされた税額分を徴収する。

### 3 科目等履修生

- (1) 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。
- (2) 科目等履修生に関する規程は別表3-3に示すとおりとする。

別表3-3 科目等履修生に関する規程

1	申込	科目等履修希望者は、本校所定用紙に必要事項記入の上、願い出ることができる。
2	許可	科目等の履修は、校長が許可し、許可された者は、本校指定の日時に指定の教室において履修することができる。
3	授業料	科目等の履修を許可された者は、次の授業料を納入すること。 ① 学科に関する科目 1時間：1,000円 ② 実習に関する科目 1時間：2,000円

#### 附帯教育細則

本校の附帯教育は次のとおりとする。

- 1) 教科課目及び指導授業時数は、別表3-1に示すとおりとする。
- 2) 附帯教育の入学金、授業料等は、別表3-2のとおりとする。
- 3) 一旦納入した納入金は、事由の如何を問わず返還しない。
- 4) 本校への転入学及び編入学を希望する者がある場合は、履修した科目・時間・学力等を考慮し、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、選考のうえ校長が許可することができる。
- 5) 通信養成実施地域は、宮城県、山形県、福島県、岩手県、秋田県、青森県とする。
- 6) 添削指導の組織等は、専任教員による教育相談窓口を設け、随時質問相談を受けつける。
- 7) 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を(社団法人)日本理容美容教育センターに委託する。  
(ア) 教材の配布 (イ) 添削指導の一部
- 8) 卒業認定は、次に定める規定に基き実施し、細目は教務内規に定める。
  - ① 履修すべき教科の出席時数が、法定時数以上であること。
  - ② 履修すべき教科の評点が、(社団法人)日本理容美容教育センターより「60点」以上を受けていること。
  - ③ 学則第24条(滞納)に抵触しないこと。
  - ④ 履修すべき教科の出席時数が、本則に定める授業時数合計に対し、講義課目は2/3以上、実習課目は4/5以上を特段の理由なく下回る場合、原則として卒業不認定とする。
  - ⑤ 上記④には抵触しないが、①に抵触する者については補講対象者とし、実施報告に基づき認定審議を実施する。
  - ⑥ 上記④に示す特段の理由を次に示す。ア)公欠 イ)出校停止(法定伝染病) ウ)出校停止(懲戒)

別表3-1 教科課目及び指導授業時数〈通信課程〉( )は美容所従業員(1単位時間・50分)

対象入学生等		(1)平成27年度以降入学生		(2)平成30年度以降入学生		(3)理容修得者課程	
	教科課目	添削指導	面接授業 単位:時間	添削指導	面接授業 単位:時間	添削指導	面接授業 単位:時間
必修 課 目	関係法規・制度	3回	10(10)	3回	10(10)	- - -	- - - - -
	衛生管理	4回	30(30)	4回	30(30)	- - -	- - - - -
	美容保健	4回	30(30)	- - -	- - - - -	- - -	- - - - -
	保健	- - -	- - - - -	3回	25(25)	- - -	- - - - -
	美容の物理・化学	2回	30(30)			- - -	- - - - -
	化粧品化学	- - -	- - - - -	2回	30(30)	- - -	- - - - -
	美容文化論	3回	15(10)	- - -	- - - - -	- - -	- - - - -
	文化論			2回	10(10)	- - -	- - - - -
	美容技術理論	5回	15(5)	8回	25(10)	8回	10(10)
	美容運営管理	4回	10(5)	3回	10(5)	- - -	- - - - -
	美容実習	6回	450(175)	6回	450(175)	6回	225(225)
小計	31回	590(295)	31回	590(295)	14回	235(235)	
選択 課 目	外国語(英語)	1回		1回		- - -	- - - - -
	情報技術	1回		1回		- - -	- - - - -
	社会福祉	1回		1回		- - -	- - - - -
	生活の科学	1回		1回		- - -	- - - - -
	エステティック技術	1回		1回		- - -	- - - - -
	美容カウンセリング	1回		1回		- - -	- - - - -
	メイクアップ	1回		1回		- - -	- - - - -
	美容モード理論	1回	10(5)	1回	10(5)	1回	5(5)
小計	8回	10(5)	8回	10(5)	1回	5(5)	
合計	39回	600(300)	39回	600(300)	15回	240(240)	

別表3-2 入学金・授業料等(通信課程)			
入学年度	費目	金額	摘要
平成29 (2017) 年度以降	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	入学時
	授業料(年額)	144,000円	月額12,000円×12
	施設維持費(年額)	70,000円	入学時
	実習費(年額)	37,000円～ 74,000円	面接授業(スクーリング) 1回18,500円 年2回(美容所従事者)年4回(美容所非従事者)
令和2 (2020) 年度以降	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	100,000円	入学時
	授業料(年額)	180,000円～ 216,000円	美容所勤務者(Aコース)月額15,000円×12 "非"(B" )月額18,000円×12
	施設維持費(年額)	70,000円	入学時
	国家試験対策費	100,000円	3年次
令和3 (2021) 年度以降 理容修得 者課程	入学検定料	15,000円	出願時
	入学金	50,000円	入学時
	授業料(年額)	180,000円	月額15,000円×12
	施設維持費(年額)	50,000円	入学時
	国家試験対策費	100,000円	1年次40,000円、2年次60,000円